

宇都宮市屋外広告物条例の施行に関する事務要領

宇都宮市都市整備部景観みどり課

宇都宮市屋外広告物条例の施行に関する事務要領

	平成	8年	4月	1日
改正	平成	9年	3月	21日
改正	平成	14年	4月	1日
改正	平成	18年	2月	1日
改正	平成	25年	3月	29日
改正	令和	2年	12月	23日
改正	令和	5年	8月	25日

第1 条例第3条第1項第9号の「道路及び鉄道から展望することができる地域」とは、道路及び鉄道敷地から500メートル以内の地域とする。ただし、自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし、また一方家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合にはその地域は規制対象とする。（屋外広告行政の実務、昭和41年7月7日建設都発第119号愛知県土木部長あて都市局長回答より）

第2 条例第4条は次のとおりとする。

- 1 条例第4条第3項第1号の「自己の営業内容等」には、保険代理店が表示する損害保険会社、自動車特約店が表示する自動車メーカーや車種、電化製品小売店舗が表示する電化製品メーカーや製品等の名称も含まれるものとする。
- 2 自動販売機本体や時間貸駐車場内に当該営業に関する広告物を表示又は設置する場合は、条例第4条第3項第1号の「自己の営業内容等」を「自己の営業所等」に表示又は設置するものに該当するとして扱う。
- 3 条例第4条第4項第2号の「道標、案内図板」は、商工会又は町内会若しくは観光協会が表示する各種標識又は案内図板とする。

- 第3 条例第7条第3号の「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」とは、道路の交差点、鉄道踏切、曲線部分に広告物を表示し見通しを悪くするもの、又は公安委員会等が設置する交通標識等とまぎらわしい広告物を表示して交通の安全に支障をきたすおそれのあるものとする。
- 第4 条例第8条第2項の許可期間については、更新許可申請が行われているもの及び更新許可申請が予想されるものは、原則として、3年以内のうち、最も長い期間となる9月30日を期限とする。
- 第5 条例第8条第3項の更新許可に係る申請については、様式4「屋外広告物自己点検報告書」に必要事項を記入させ、添付させるものとする。また、報告者は条例第15条の8第1項で規定する管理者とする。
- 第6 条例第11条の許可証票は、条例施行規則別表第4の1を使用するものとする。
- 第7 条例第16条に規定する管理者等の届出については、様式1「屋外広告物許可申請書」に必要事項が記入されている場合に限り、様式7「屋外広告物管理者等設置（変更）届出書」に規定する書類を提出したものと同等とみなすことができる。
- 第8 条例第17条の「屋外広告業」とは、注文者から広告物の表示や広告物の掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいい、元請け、下請けを問わない。なお、工事を請け負わない広告代理業、広告物の印刷や室内装飾（ウィンドウ内の装飾を含む。）だけを行う「業」、又は広告主が自ら行う工事は、これに該当しない。
- 第9 同一敷地内又は同一建築物に複数の広告物が表示される場合の条例第23条の許可申請手数料は、各広告物の面積等に応じた各金額を算定し、その合計料金を徴収するものとする。

第10 条例施行規則第2条第1項第2号は、次のとおりとする。

- 1 公共的団体とは、公共団体に準ずる団体として、民間の広告物掲出者の規範となる団体で、次の各号に示すものとする。
 - (1) 公社、公庫
 - (2) 独立行政法人、地方共同法人、公益法人、国立大学法人、地方独立行政法人
 - (3) 農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会組合、赤十字社、教育団体、文化団体、スポーツ団体、防犯協会、交通安全協会、自治会、その他これらに類する団体
 - (4) 国、地方公共団体、又は前各号に示す団体と連名で広告物を表示する場合の個人及び団体
- 2 公の目的とは、広く公共性がある目的と認められるものをいい、特定の団体の主義、主張、意見広告は該当しない。
- 3 広告物を表示又は掲出物件を設置する場合は、原則として各許可地域及び広告物景観形成地区における通常の許可基準に適合するものとする。
- 4 禁止地域又は禁止物件に表示又は設置する場合は、原則として第1種許可地域の基準に適合するよう努めなければならない。
- 5 届出を受理する事前に、前4項について協議するものとする。

第11 条例施行規則第2条第3項の解釈は、次のとおりとする。

- 1 「表示面積15平方メートル以内」とは、同一敷地内に表示する全ての対象広告物の合計面積とする。ただし、営業所等の専用駐車場等が離れた場所にある場合は、同一敷地内と同等とみなすことができる。
- 2 「特定商品名を誇張して表示しないもの」とは、一の広告物につき、特定商品名等の表示面積が、全体の2分の1以内であるものとする。
- 3 1戸の建築物及び同一敷地内に複数の営業所等がある場合は、それぞれ個々の営業所等の表示する合計面積とする。
- 4 第1項の「同一敷地内に表示する」とは、道路占用物件も含まれる。(屋外広告行政の実務Q&Aより)

第12 条例施行規則第6条に規定しない特殊な広告物の許可基準は、次のとおりとする。

- 1 消防用水利標識柱に添架する広告物の規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下とし、地上から広告物の下端までの高さは、歩道2.5メートル以上、歩道以外4.5メートル以上とする。

第13 条例施行規則第6条第2項の表示面積は、すべての対象広告物の合計とする。

第14 条例施行規則第6条第3項の別表第3の屋外広告物の種類の定義は、別表1によるものとし、次のとおり取扱うものとする。

- 1 広告塔の「立体構造」とは、柱、梁、ブレース等により一体的に構成される構造体が立体的に組み合わされ、上部から投影した構造体の平面形が閉じられ、その短辺の長さが長辺の長さの4分の1以上あるものをいう。
- 2 壁面広告物は、耐久性のある材料以外の布、合成樹脂、その他の材料により表示されるものについても該当する。
- 3 垂れ下げ幕の基準に適合する広告物は、前項に係わらず壁面広告物に該当しないものとする。ただし、連続掲出された垂れ下げ幕については、壁面広告物として取り扱うものとする。

「連続掲出」とは、複数の垂れ下げ幕を隣接又は近接（垂れ下げ幕の短辺長さ以上離れていないもの）して設置し、それらに文字・記号・写真・絵画等を表示し、一つの意味又は関連する意味を表現するものをいう。

- 4 垂れ下げ幕の基準（長さ及び幅）に適合しない布状の広告物は、壁面広告物に該当するものとして壁面広告物の基準を適用する。
- 5 垂れ下げ幕は、縦長、横長の形状に係わらず、上部から懸垂されたものはこれに該当する。

第15 条例施行規則第6条第3項の別表第3の用語の解釈及び基準の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 家屋連続地域

- (1) 「家屋連続地域」とは、戸数として計算する建築物間の距離及び戸数として計算する建築物からの距離が50メートル以内で、戸数として計算する建築物の合計が30戸以上ある範囲とする。
 - (2) 戸数の判断については、専用住宅、事務所、店舗、学校、工場、作業所及び集会所等の人が常時出入りする建築物を1戸とする。ただし、主屋と用途上不可分の関係にある物置、便所、納屋、倉庫、車庫及び離れ住宅等の附属建築物、並びに公衆便所、東屋等の公園施設、農業用温室（建築確認を受けているものは除く。）、違反建築物等は戸数に含まれないものとする。
 - (3) 第2号ただし書きの主屋と用途上不可分の関係にある附属建築物の内、建築面積150平方メートルを超える建築物については、独立した1戸とみなすことができる。
 - (4) 第1号において、建築物（主屋）に主屋と用途上不可分の関係にある附属建築物がある場合は、当該主屋と附属建築物は同一の建築物とみなし、距離を計測することができる。
- 2 壁面広告物の表示面積の基準は次のとおりとする。
 - (1) 数量規制（20平方メートル以内～50平方メートル以内）は、個々の壁面広告物1基に対して適用する。
 - (2) 壁面に対する割合規制（3分の1以内）は、1壁面ごとに表示される壁面広告物（複数の広告物が表示される場合はそれら全て）の合計に対して適用する。
 - 3 「(1)広告板等」及び「(2)広告塔」の色彩基準の「表示面の下地」及び「広告物の地」は、文字以外の部分とする。社章又はマーク等で、文字と判別できる部分以外についても、「表示面の下地」等に含まれるものとする。なお、別表第1各号の色彩基準についても同様とする。
 - 4 野立広告板及び野立広告塔の「広告物相互間の距離」は、当該広告物の端部を中心とする円の半径とする。
 - 5 野立広告物に適用される「広告物相互間の距離」基準は、種類の異なる「野立広告板」及び「野立広告塔」間の距離についても適用されるものとする。
 - 6 敷地内広告板に野立広告板が共架される場合の基準の取扱いは、次のとおりとする。

る。

(1) 広告物全体の高さ及び表示面積は、敷地内広告板の基準による。

(2) 野立広告板の部分（自家用外の表示板面）の高さ、表示面積、道路からの後退距離、広告物相互間の距離は、野立広告板の基準を適用する。

7 広告塔に広告板が共架される場合の基準の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 広告物の高さは、広告塔及び広告板のそれぞれの部分に区分し、それぞれの種類別の各基準を適用する。

(2) 広告物の面積は、広告塔の基準を適用する。広告板が面する方向についての広告塔1面あたりの面積の基準は、広告塔と広告板の面積の合計に対し適用する。

8 広告物の高さの算定は、原則として柱脚が接する部分からの高さとする。ただし、地盤面に高低差があり、広告物の設置状況、周囲の状況からやむを得ないと認められる場合は、平均地盤面からの高さとすることができる。屋上広告物については、地盤面を屋上床面と読み替え、同様に運用する。

第16 広告物の表示面積の判断は、次のとおりとする。

1 建築物に企業等のイメージカラーを直接着色し、又はネオンサイン等を設置する場合、具体的な企業名等を表示しない部分は、建築物の外装の一部とみなし、対象広告物の表示面積には含まないものとする。

2 建築物の壁面に直接文字等を表示する場合、壁面装飾と判断すべきか、あるいは文字等の下地と判断すべきか困難な部分については、当該文字等を明確化する意図が客観的に明白なものに限り、文字等の下地とみなし、装飾部分全体を対象広告物の表示面積とする。また、枠囲い等がない場合、文字間の距離が文字の大きさ以上であれば、文字の部分だけを表示面積とする。

3 文字、マーク等を枠囲いしている場合、枠囲いを含む部分を対象広告物の表示面積とする。

4 絵画又は写真等については、原則として広告物の表示面積に含まれるものとする。ただし、絵画又は写真等が、企業、商品、営業内容等をイメージさせるものではなく、かつ、その近接に文字、マーク等の表示がない場合は、広告物の表示面積に算入しな

い。

第17 栃木県知事の許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件については、条例施行規則第6条の基準に適合しない場合であっても既存不適格として更新許可することとする。

第18 バス停上屋添加広告物（以下「添加広告物」という。）は、平成20年3月25日付け国道利第26号通知「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」の基準に適合することの他、次のとおり取扱うものとする。

- 1 添加広告物は、バス停上屋を含め道路法、道路交通法、建築基準法の各法に基づく許可を受けたもの、又は許可を受けることが確実な場合に限り、屋外広告物条例に基づく許可の対象とする。
- 2 屋外広告物条例の許可は、道路占用許可を受ける一か所のバス停上屋ごとに申請するものとし、一か所のバス停上屋に複数の広告物を表示する場合はそれら全てを一つの申請とすることができる。
- 3 時刻表及び路線図等は自家用広告物として扱う。
- 4 添加広告は、条例施行規則別表第3の野立広告板に該当するものとして扱う。
なお、道路からの後退距離基準については、道路占用許可を受けた部分は適用しない。
- 5 表示面の色彩は、当該広告物が表示される場所による各許可地域及び広告物景観形成地区の区分に応じ、条例施行規則別表第1及び別表第3の色彩の基準を適用する。また、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならない。
- 6 内照式とすることができるが、点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。ただし、主に乗車待ち客を対象とする映像装置（過度に点滅・動光しないものに限る。）は、使用できるものとする。
- 7 法令等に基づく表示が、明確に識別できるように配慮する。

第19 条例第3条の2に基づき令和2年12月23日付告示429-2号により、広告物景観形成地区に指定された大谷地区において掲出する屋外広告物は、条例施行規則第1条の2の別表第1(7)大谷地区に定めるもののほか、別表2に定めるものとする。

第20 LRT停留場に表示される広告物（以下「LRT停留場広告物」という。）は、令和4年12月22日付け芳賀・宇都宮LRT停留場広告物取扱方針策定連絡協議会策定「LRT停留場に設置される広告物の表示に係る道路占用の取扱方針」の基準に適合することの他、次のとおり取扱うものとする。

- 1 LRT停留場広告は、LRT停留場を含め道路法、道路交通法、建築基準法の各法に基づく許可を受けたもの、又は許可を受けることが確実な場合に限り、屋外広告物条例に基づく許可の対象とする。
- 2 屋外広告物条例の許可は、道路占用許可を受ける一か所のLRT停留場ごとに申請するものとし、一か所のLRT停留場に複数の広告物を表示する場合はそれら全てを一つの申請とすることができる。
- 3 LRT停留場広告は、条例施行規則別表第3の野立広告板又は壁面広告物に該当するものとして扱い、デジタルサイネージは野立広告板として扱う。なお、野立広告板における道路からの後退距離基準については、道路占用許可を受けた部分は適用しない。
- 4 表示面の色彩は、当該広告物が表示される場所による各許可地域及び広告物景観形成地区の区分に応じ、条例施行規則別表第1及び別表第3の色彩の基準を適用する。また、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならない。
- 5 デジタルサイネージは、主に乗車待ち客を対象とするものとし、過度に点滅・動光しないものに限る。
- 6 法令等に基づく表示が、明確に識別できるように配慮する。

別表1 〔屋外広告物の種類の定義〕（第14第1項関係）条例施行規則別表第3より

種 別	規則条項	定 義
広告板	—	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であり、広告塔以外のものをいう。
広告塔	—	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、その構造が多角型、円柱等の立体構造であるものをいう。
自家用 （広告物）	—	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物をいう。 ただし、営業等をしている、その営業所等に表示されるものに限る。
自家用外 （広告物）	—	自家用（広告物）以外の広告物をいう。
屋上広告物	別表第1 (1)(2)(3)(4)	建築物の屋上に設置する広告板、広告塔をいう。 ただし、これらの広告板、広告塔若しくはそれら構造体又はその他建築物の屋上に設置する構造体に、直接若しくはこれらを利用して、布、合成樹脂、その他の材料により、広告を表示するものについても屋上広告物に該当する。
独立広告物	別表第1 (1)(2)(4)	建築物等と独立して土地に建植する広告板、広告塔をいう。 ただし、これらの広告板、広告塔又はその構造体等に、直接又はこれらを利用して布、合成樹脂、その他の材料により、広告を表示するものについても独立広告物に該当する。
壁面広告物	別表第1 (1)(2)(3)(4) 別表第3(1)	建築物の外壁面、又は塀、擁壁、その他の工作物（広告を主目的とする工作物を除く。）の壁面等を利用して設置し、又は外壁面等に表示されたものをいう（突出広告物を除く。）。
突出広告物・袖 看板	別表第1 (1)(3)(4) 別表第3(1)	建築物の外壁面、又は塀、擁壁、その他の工作物（広告表示を主目的とする工作物を除く。）の壁面等から突き出して取り付けられる広告板等をいう。

		なお、別表第1「突出広告物（袖看板）」と別表第3第1号「広告板等」内「袖看板」は同様のものを示す。
野立広告板	別表第3(1)	独立広告物に該当する広告板で、自家用外のものをいう。
屋上広告板	別表第3(1)	建築物の屋上に設置する広告板をいう。
敷地内広告板	別表第3(1)	独立広告物に該当する広告板で、自家用のものをいう。
野立広告塔	別表第3(2)	独立広告物に該当する広告塔で、自家用外のものをいう。
屋上広告塔	別表第3(2)	建築物の屋上に設置する広告塔をいう。
敷地内広告塔	別表第3(2)	独立広告物に該当する広告塔で、自家用のものをいう。
電柱，街路柱等 広告 巻付広告 袖看板	別表第3(4)	金属，合成樹脂等の材料を使用して作成されたものを，電柱，街路灯に巻き付けて表示するもの（巻付広告）及び物件を装着して表示するもの（袖看板）をいう。
広告幕 垂れ下げ幕	別表第3(4)	木，金属，合成樹脂等の竿に布等を付けたもので，懸垂状に針金等で建築物その他の物件に取り付けられ，その布等を利用して表示されるものをいう。
広告幕 横断幕	別表第3(4)	表示された布等の端部を支柱に取り付け，道路等を横断するように設置されたものをいう。
アドバルーン	別表第3(5)	気球を利用して表示するものをいう。 なお，アドバルーンについては，自家用広告物の扱いはしない。
アーチ	別表第3(5)	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するものをいう。
サインポール	別表第3(5)	標識柱（道路標識柱を除く。）を利用して，それに付帯する形で表示されるものをいう。
はり紙	別表第3(5)	紙等に印刷又は手書きされたもので，建築物その他工作物等に，押しピン，テープ，糊等により貼り付けられたものをいう。
はり札	別表第3(5)	ベニヤ板，プラスチック板，ボール紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの又は木，金属等の板に直接塗装したものを，建築物その他工作物等に，ひも，針金等でつるし，又はくくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
立看板	別表第3(5)	木枠，ベニヤ板，プラスチック板等の軽易なものに紙張り若しくは布張りし，又は木，金属等の板に直接塗装

		したものを、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他工作物等に立てかけられ、又は針金等で取り付けられているものをいう。
広告旗（のぼり旗）	別表第3(5)	木、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建築物、工作物及びその他の物件に取り付けられたものをいう。
アーケードの添架広告物	別表第3(5)	公共用歩廊に懸架又は設置されるものをいう。
自動車に表示される広告物	別表第3(5)	車両（鉄道車両及び軌道車両を除く。）の外面を利用して広告内容を表示するものをいう。
鉄道車両及び軌道車両に表示される広告物	別表第3(5)	鉄道車両及び軌道車両の外面を利用して広告内容を表示するものをいう。
特殊装置	別表第3(1)(2)	電飾、ネオン管又はスポットライト等の照明設備をともなうものとする。

別表 2

種類	区分	中央エリア	沿道エリア	市街地エリア
	基準			
壁面広告物	意匠	切り文字を使用する等により、建物に馴染みやすい意匠とするよう努めること。		
突出広告物	基数	1基までとするよう努めること。		
広告旗（のぼり旗）		位置は、相互間距離を6メートル以上確保するよう努めること		
条例施行規則第1条の2の別表第1(7)に規定される広告物に関する共通事項	色彩	表示面の色（下地の色を含む。）の色相は、3区分以内とするよう努めること。		
	素材	表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努めること。		
	イラスト・写真	(1) 広告物に人物の写真（その他人物の写真に類する画像）は使用しないよう努めること。 (2) 広告物にイラストや写真を極力使用しないよう努めること。ただし、大谷の観光振興に資するものについてはこの限りではない。		

	配置・位置	1つの建物に複数の広告物を配置する場合は、整然とした配置や部分的に色彩を揃えるように努めること。	1つの建物や敷地に設置する広告物は極力少なくすること。	過度な量にせず、形態を揃えるなど統一感に留意すること。
--	-------	--	-----------------------------	-----------------------------

附則（令和2年12月23日 改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に旧要領の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、この要領の規定に適合しないこととなるものについては、この要領の施行の日から令和5年12月31日までは、なお従前の例による。

附則（令和5年8月25日 改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年8月26日から施行する。